

支援社協編

被災地への必要な支援を行うため、情報収集・伝達の体制を整えます。

被災地社会福祉協議会からの職員派遣の要請を受けた場合、原則として県社協が派遣の調整を行います。

なお、派遣職員数の規模によって調整が難航することもあるため、協定に基づき、社協間での調整をします。

支援社協の役割

- 職員派遣依頼を受けた場合は、速やかに会議を行い、派遣の応諾等を県社協へ回答します。
- 当該社協のみで調整が困難な場合は、県社協と市町村社協間で調整を行います。
- 職員派遣にあたっての準備品等は、県社協と連絡を取り合い、必要な準備を整えたうえで派遣を行います。
- 被災地社協、あるいは県社協（災害ボランティアセンター）からの派遣要請により、ボランティアの派遣要請があった場合は、登録済みのボランティア及び発災後受け付けたボランティアへ派遣依頼を行います。
- 災害発生時、帰宅困難者に対して可能であれば支援に努めます。
（要：各市町村地域防災計画の確認：行政との協議の上：行政等と連携した帰宅困難者に対しての、避難場所の提供及び運営支援等）
- 災害発生により、他市町村より避難者の受け入れに伴う支援活動を関係機関と調整のうえ、連携した支援活動を行います。